

お 知 ら せ

令和 3 年 4 月 8 日
宇部市総務財務部契約課

建設工事の前払金の特例に係る取扱いについて

このことについて、下記のとおり見直しを行いますのでお知らせします。

記

1 対象

令和 4 年 3 月 3 1 日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 4 年 3 月 3 1 日までに払い出しが行われるもの。

2 拡大された使途範囲

現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）。ただし、前払金（中間前払金を除く。）の 100 分の 25 を上限とする。

3 約款の改正

工事請負契約書 第 3 6 条（前払金の使用の制限等）

4 適用日

令和 3 年 5 月 1 日（以降に契約する案件から適用）

5 その他

特例の内容は、前年度と同様です。